

# 平成 24 年経済センサスー活動調査 利用上の注意

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

平成 24 年経済センサスー活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上のための母集団情報を得ることを目的としています。

### (2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施されています。

### (3) 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

### (4) 調査の対象

次に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・ 国・地方公共団体の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

### (5) 調査の方法

#### ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に伺い、調査票への記入依頼、調査票等の配布・回収を行いました。

#### イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関が調査票を直接、郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はインターネットで調査票を回収しました。

### (6) 調査事項

各調査票により、53 事項を調査しました。詳細については、各調査票を参照してください。

## 2 集計対象

### (1) 産業横断的

売上（収入）金額等の集計については、売上（収入）金額が不詳の事業所（企業等）を除いて集計しています。

### (2) 製造業

産業大分類「E－製造業」に格付けされた事業所のうち、次の全てに該当する事業所について集計しています。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

### (3) 卸売業・小売業

産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付けされた事業所のうち、次の全てに該当する事業所について集計しています。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 「事業所別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売業の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの）に金額があり、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

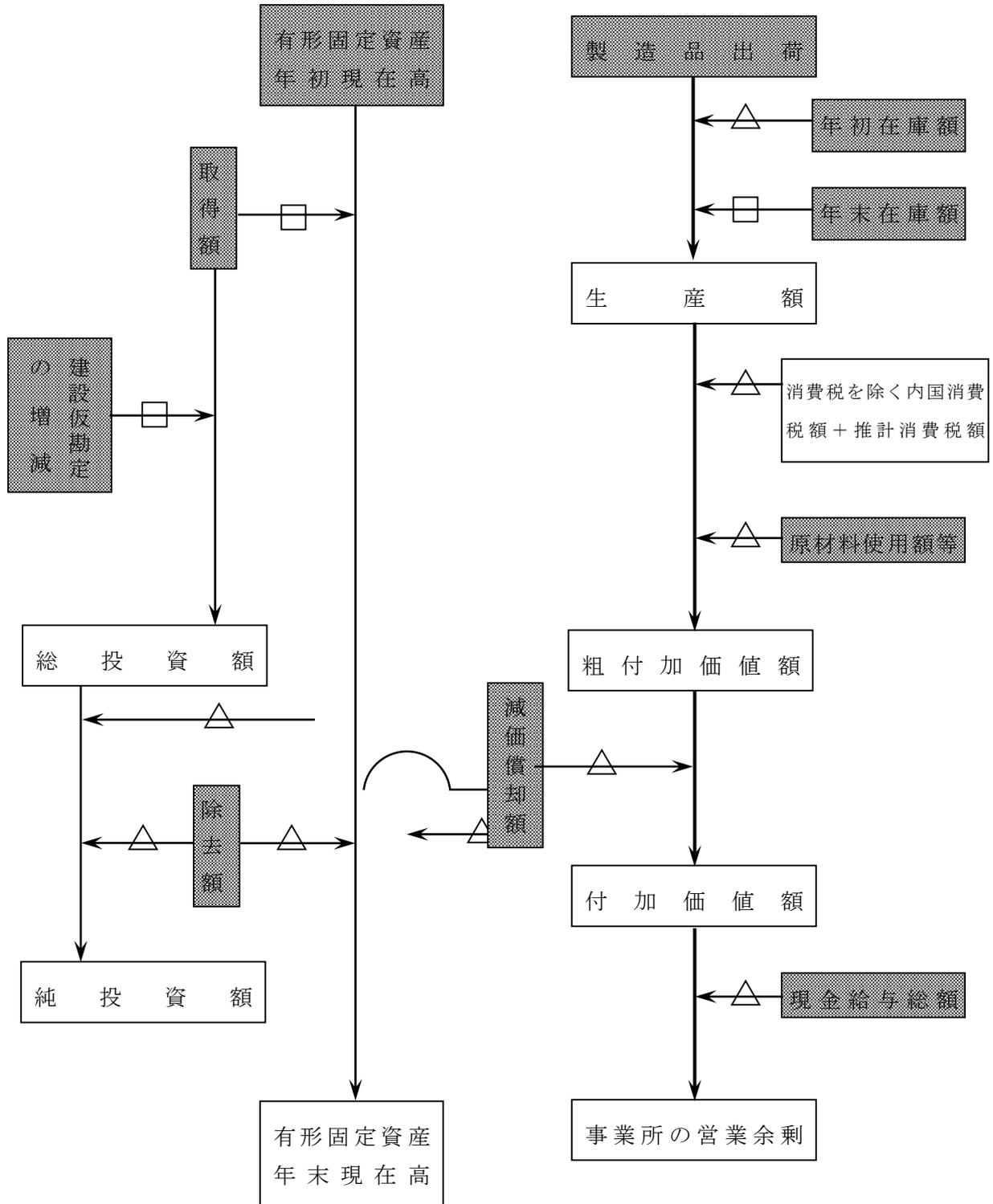
### (4) サービス関連産業B

次の産業に格付けされた事業所のうち、産業別の調査事項の結果が得られた事業所について集計しています。

- ・ 大分類G－情報通信業のうち、
  - 中分類 39－情報サービス業
  - 中分類 40－インターネット付随サービス業
- ・ 大分類K－不動産業、物品賃貸業
- ・ 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業
- ・ 大分類M－宿泊業、飲食サービス業
- ・ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業
- ・ 大分類O－教育、学習支援業のうち、
  - 中分類 82－その他の教育、学習支援業
- ・ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、
  - 中分類 88－廃棄物処理業
  - 中分類 89－自動車整備業
  - 中分類 90－機械等修理業（別掲を除く）
  - 中分類 91－職業紹介・労働者派遣業
  - 中分類 92－その他の事業サービス業
  - 中分類 95－その他のサービス業

### 3 製造業編について

製造業編で用いる各項目の対応については、以下のとおりです。



□印は、加算項目を示す。

△印は、控除項目を示す。

※印は、従業者 30 人以上の事業所で調査される項目である。

印は、調査票にある項目を示す。

#### 4 卸売業・小売業編について

- (1) 開店時刻・閉店時刻及び営業時間階級については、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所は調査していません。
  
- (2) 業態分類については、次のとおりです。

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備考	
1. 百貨店						
(1) 大型百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。	
(2) その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)			
2. 総合スーパー						
(1) 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)			
(2) 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)			
3. 専門スーパー						
(1) 衣料品スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち6021+6022+6042が0%を超え70%未満	250㎡以上			
(2) 食料品スーパー						
(3) 住関連スーパー						
うちホームセンター						
4. コンビニエンスストア						
うち終日営業店	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。 産業分類「5891コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。	
5. 広義ドラッグストア						
うちドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上取扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいう。 ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を扱っている事業所 ・セルフサービス方式を採用しており、店舗形態において「ドラッグストア」を選択した事業所	
6. その他スーパー						
うち各種商品取扱店(注3)	○	2、3、4、5以外のセルフ店				
7. 専門店						
(1) 衣料品専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上				
(2) 食料品専門店						582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上
(3) 住関連専門店						5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上			
9. 中心店						
(1) 衣料品中心店	×	衣が50%以上 (1、7、8、11に該当する小売店を除く)				
(2) 食料品中心店						食が50%以上 (1、7、8、11に該当する小売店を除く)
(3) 住関連中心店						住が50%以上 (1、7、8、11に該当する小売店を除く)
10. その他の小売店						
うち各種商品取扱店(注3)	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店				
11. 無店舗販売						
うち通信・カタログ販売、インターネット販売	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% 無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上	0㎡			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号(日本標準産業分類の分類番号に準拠)である。また、「衣」、「食」、「住」とは、個人経営の場合は商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59,60)に分類して集計したものをいい、個人経営以外の場合は、小売販売額の商品群別割合のうち①衣料品が「衣」、②飲食料品が「食」、③その他が「住」に該当する。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 平成19年商業統計の業態分類と比べ、「5. 広義ドラッグストア」、「8. 家電大型専門店」及び「11. 無店舗販売」を新たな業態として区分している。

(注5) 産業分類「6091ホームセンター」とは、産業分類「60その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいい、業態分類「うちホームセンター」の事業所数等とは一致しない。

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「6021金物」、「6022荒物」及び「6042苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、店舗形態において「ホームセンター」を選択した事業所

(注6) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。

## 5 その他

- (1) 産業横断的集計の第 10 表及び第 14 表については、総務省の公表数値によるものですが、それ以外の各集計における表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自集計した表の数値については、総務省から公表されている数値とは相違する場合があります。
- (2) 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。
- (3) 集計対象が異なるため、産業横断的集計と各産業別集計の結果は、必ずしも一致しません。また、産業横断的集計のうち、売上（収入）金額を含んだ結果表と含まない結果表についても、集計対象が異なるため、必ずしも一致しません。
- (4) 一部の分類事項については、総数に不詳を含んでおり、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (5) 単位未満の数値については、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (6) 諸記号の約束

—	該当なし	…	不詳
0	単位未満	△	マイナス
X	数値を秘匿した箇所		
- (7) 秘匿について  
集計対象となる事業所（企業）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

(8) 不詳について

事業所に関する集計における売上（収入）金額は、事業所単位の把握ができない次の産業（ネットワーク型産業）については不詳としています。

・ ネットワーク型産業

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(9) 市域、行政区域及び町名は平成 24 年 2 月 1 日現在のものです。

(10) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「〇〇出張所管内」と、それ以外の区域を「〇〇区出張所管外」と表記し、所管別を表しました。